

事後審査型一般競争入札（総合評価落札方式）の執行について

佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱（平成20年告示第68号）及び佐久市総合評価落札方式実施要綱（平成20年告示第121号）による事後審査型一般競争入札（総合評価落札方式）を次のとおり実施するので、佐久市財務規則（平成17年規則第39号）第105条の規定により公告する。

令和4年2月9日

佐久市長 柳田 清二

1 入札対象工事

|                    |  |
|--------------------|--|
| 工 事 名<br>( 発 注 課 ) | 令和3年度 都市構造再編集集中支援事業 佐久平南広場整備工事<br>( 建設部 都市開発室 )  |
| 工 事 場 所            | 佐久市岩村田字上樋橋（佐久平駅南地区）  |
| 工 事 概 要            | 公園整備工<br>園路・広場舗装工A=2, 336㎡、<br>野外卓N=2基、縁台ベンチN=7基、<br>ウォールベンチL=26m、<br>その他公園設備工一式   |
| 工 期                | 契約日から令和4年9月26日まで   |
| 入 札 方 式            | 本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（工事成績等簡易型）の対象案件である。  |
| 備 考                | ・入札書及び見積書の様式は、市ホームページの入札・契約関係様式に掲載している「1-1入札書・見積書」を使用すること。なお、任意の3桁のくじ番号を所定の欄に記載すること。<br>・佐久市建設工事事務処理規程の入札心得第3条第3項の規定により、入札時において、入札金額の内訳を記載した工事費内訳書を提出すること。 |

2 入札参加資格要件

- (1) 佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱第4条の規定に基づき、上記工事の事後審査型一般競争入札に参加することができる者は、佐久市建設工事入札参加資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）に登録されている者で、次に掲げる要件を「入札公告日から落札決定日まで」全て満たす者とする。
- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
  - イ 佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱第4条第3項及び第4項の規定に該当していないこと。
  - ウ 有資格者名簿に土木一式工事の登録があり、その等級格付けがA級の者で、土木工事業について特定建設業の許可を有していること。
  - エ 建設業法（昭和24年法律第100号）第26条に規定する主任技術者又は監理技術者を配置できること。
  - オ 配置技術者は、原則として入札参加申請日以前3か月以上の恒常的な雇用関係があること。
  - カ 「佐久市建設工事の配置技術者について」に示す主任技術者等を配置できること。
  - キ 本店が佐久市内にあること。
  - ク 建設業法第27条の23に規定する有効な経営事項審査の結果の通知を受けていること。
  - ケ 配置技術者は、基準を満たす者で、入札日において配置できる予定者3名まで申請でき、落札候補者となった時点で、申請者の中から配置技術者を特定する。なお、原則として契約期間中は変更することはできない。
- (2) アからケまでの基準日は、入札公告日から落札決定の日までとする。また、必要に応じて確認のための書類の提出を求められることがあるので、その際は指定した期日までに提出をすること。
- (3) 総合評価落札方式の価格以外の評価点及び算定方法は、別に定める。

3 入札の日程等

| 入札手続等             | 期間 ・ 期日等   | 場所 ・ 留意事項等  |
|-------------------|--|---|
| 設計図書等の閲覧          | 令和4年2月9日(水)から<br>入札日まで   | ・市ホームページへの掲載、佐久市企画部契約課<br>(本庁4階)  |
| 入札参加申請受付          | 令和4年2月10日(木)から<br>令和4年2月18日(金)まで<br>(最終日は午後5時15分まで)<br><br>*右に示す提出書類のうち、④<br>「市内業者施工予定調書」の<br>み、提出期限を令和4年2月10<br>日(木)から令和4年2月28<br>日(月)まで(最終日は午後5<br>時15分まで)とする。   | ・提出書類<br>①佐久市総合評価落札方式実施要綱様式第1号<br>「事後審査型一般競争入札参加申請書(総合評価<br>落札方式)」原本・副本各1部<br>②佐久市総合評価落札方式実施要綱様式第2号<br>「価格以外の評価点申請書」(「工事成績点に係る<br>算定表」等添付書類を含む。)1部<br>③配置(予定)技術者の資格及び雇用関係を証す<br>る書類<br>④佐久市総合評価落札方式実施要綱様式第7号<br>「市内業者施工予定調書」<br>*②「価格以外の評価点申請書」中、⑨市内本店業<br>者の施工割合及び合計の欄については未記入で<br>提出し、④「市内業者施工予定調書」提出時に改<br>めて記入すること。<br>・佐久市企画部契約課(本庁4階)へ持参により提<br>出のこと(郵送不可)。 |
| 設計図書等の<br>入札手続    | 令和4年2月9日(水)から<br>入札日まで   | ・市ホームページよりダウンロードすること。   |
| 設計図書等に関する<br>質問受付 | 令和4年2月21日(月)から<br>令和4年2月22日(火)まで<br>(最終日は午後5時15分まで)  | ・質問書様式は市ホームページよりダウンロードす<br>ること(質問内容がわかるように具体的に記載す<br>ること)。<br>・発注課(建設部 都市開発室)へ持参。   |
| 質問回答の期日・方法        | 令和4年2月25日(金)以降   | ・発注課より市ホームページにて回答する。  |
| 入札開札日時・場所         | 令和4年3月11日(金)<br>午前9時30分から(郵送不可)  | ・佐久市役所 7階701会議室   |
| 総合評価に<br>関する事項    | <p>(1) 総合評価の方法について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総合評価点は、入札書に記載した金額が予定価格(消費税及び地方消費税の額を除く。)の制限の範囲内の者であって、失格者でないものについて、次の算式により算定する。<br/>総合評価点=価格点+価格以外の評価点</li> <li>・価格点と価格以外の評価点の配点は、次のとおりとする。<br/>価格点 89.00点<br/>価格以外の評価点 11.00点</li> <li>・価格点は、次の算式により算定する。<br/>入札価格≧調査基準価格の場合<br/>価格点=配点(89.00点)×[1-(入札価格-調査基準価格)/調査基準価格]<br/>(小数点以下第3位四捨五入第2位止め)<br/>入札価格&lt;調査基準価格の場合<br/>価格点=配点(89.00点)×1<br/>※1 入札価格とは、各応札者の入札価格とする。<br/>※2 調査基準価格とは、低入札価格調査を行う基準となる価格とする。</li> <li>・価格以外の評価項目及び配点について<br/>別紙の「価格以外の評価点及び算定方法」のとおり。</li> </ul> <p>(2) 価格以外の評価点の公表等について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公表日 令和4年3月11日(金)<br/>入札開札後、佐久市企画部契約課(本庁4階)において閲覧にて公表する。</li> <li>・自らの価格以外の評価点に疑義があるときは、価格以外の評価点に係る疑義照会書(佐久市総合評価落札方式実施要綱様式第4号)により照会することができる。</li> </ul> <p>疑義照会期間 令和4年3月14日(月)から令和4年3月15日(火)まで<br/>午前8時30分から午後5時15分まで<br/>提出先 佐久市企画部契約課(本庁4階)</p> |   |

|                          |  |
|--------------------------|--|
|                          | <p>修正が生じた場合の公表日 令和4年3月18日(金)<br/>佐久市企画部契約課(本庁4階)において閲覧にて公表する。</p>  |
| 落札者の決定等                  | <p>(1) 総合評価点の最も高い者を落札候補者とする。<br/> (2) 総合評価点の最も高い者の入札価格によっては、契約内容に適合した履行が為されないおそれがあると認められる場合又は当該者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不当であると認められる場合は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち総合評価点が高い者を落札候補者とする。<br/> (3) 総合評価点の最も高い者が2人以上ある場合は、その者のうちで佐久市低入札価格調査制度実施要領第3条に規定する調査基準価格に最も近い価格を提示した者を落札候補者とする。この場合において、調査基準価格に最も近い価格を提示した者が2人以上ある場合は、当該入札者の記載した入札書の3桁のくじ番号により落札候補者を決定する。<br/> (4) 落札候補者は入札参加資格確認書類を候補となった日又は翌日(閉庁日の場合はその翌日)に提出すること。<br/> (5) 審査は、落札候補者から提出のあった入札参加資格確認書類を審査し、入札参加資格要件を満たしている場合には、当該落札候補者を落札者とする。満たしていない場合は失格とし、次順位者から順次入札参加資格確認書類の提出を求めて資格審査を行い、入札参加資格を満たしている者1人が確認できるまで行うものとする。<br/> (6) 落札者の決定は、原則として、確認書類が提出された日から起算して2日(閉庁日の場合はその翌日)以内に行うものとする。<br/> (7) 落札者を決定したときは、直ちに落札者に対しEメールの方法により連絡する。<br/> (8) 入札参加資格がないと認められた場合は、入札参加資格審査結果通知書(佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱様式第4号)により通知する。</p> |
| 入札参加資格確認申請書提出について(落札候補者) | <p>(1) 提出書類は「事後審査型一般競争入札参加資格確認書(様式第2号)」<br/> 「配置技術者決定届(様式第3号)」<br/> 「建設工事に係る営業所専任技術者名簿一覧(様式第6号)」及び「建設業許可申請に提出した専任技術者証明書(写)」<br/> 「有効な経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の写し」<br/> 「現場代理人及び主任技術者等の通知書」<br/> 「現場代理人及び主任技術者(又は監理技術者)の経歴書」<br/> 「主任技術者及び監理技術者の資格を証する書類」<br/> 「現場代理人及び主任技術者(又は監理技術者)の雇用関係を証する書類」及び市が指定したものとする。<br/> (2) 落札候補者として決定された日の翌日(閉庁日の場合はその翌日)までに提出すること。なお、郵送等による提出は認めないものとする。<br/> (3) 入札参加資格確認書類を提出しないときは、当該入札者の行った入札は無効とする。<br/> 提出場所: 佐久市企画部契約課(本庁4階)</p>  |
| 入札結果の公表                  | <p>市ホームページ、佐久市企画部契約課(本庁4階)において閲覧にて公表する。</p>  |

#### 4 入札事項等

|      |   |
|------|---|
| 入札事項 | <p>(1) 入札回数は2回とし、第2回の入札をしても落札できないときは、第2回の最低入札者と地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定による随意契約とする。この場合の見積回数は2回までとする。<br/> (2) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった総額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。<br/> (3) 詳細な内訳について、発注課より提出を求められた場合は、当該工事の金抜設計書又は参考数量書に準じた内訳書を改めて提出すること。<br/> (4) 代理人が入札書を提出する場合は、併せて委任状を提出すること。なお、すべての応募人は本人であることが確認できるものを持参し、受付に提示すること。</p> |
|------|---|

|           |   |
|-----------|---|
| 低入札価格調査制度 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・適用あり</li> <li>(1) 調査基準価格は、佐久市建設工事等の入札における最低制限価格制度実施要綱第3条及び第4条の規定を準用して算出した額とする。</li> <li>(2) 失格基準価格は、入札書比較価格の100分の70の額とする。</li> <li>(3) 調査基準価格を下回った入札が行われた場合は次のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 最低価格入札者であっても必ずしも落札候補者とならない。</li> <li>イ 調査資料を提出するよう通知を受けた場合は、期限までに提出しなければならない。また、工事担当課の調査に応じなければならない。</li> </ul> </li> <li>(4) 失格基準価格を下回った入札者は、調査することなく失格とする。</li> <li>(5) 調査に関する書類及び判断結果は、契約後に原則として閲覧により公表する。</li> </ul> |
| 最低制限価格    | ・適用なし   |
| 入札保証金     | ・免除<br>(ただし、落札者が契約を締結しない場合、見積額の総額の100分の5の納付を要する。)   |
| 契約保証金     | ・契約請負代金額の10分の1の金銭的保証  |
| 前払金       | ・佐久市工事の前金払に関する取扱規程（平成17年訓令第56号）の規定による。  |
| 中間前払金     | ・佐久市工事の中間前金払に関する取扱規程（平成20年訓令第14号）の規定による。  |
| 部分払金      | ・佐久市財務規則第138条の規定による。  |
| 債務負担行為    | ・適用あり   |
| 入札の無効     | ・佐久市財務規則第111条及び佐久市建設工事事務処理規程（平成17年訓令第54号）別記入札心得第8条の規定による。   |

## 5 その他の事項

- ・「佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱」、「佐久市総合評価落札方式実施要綱」、「佐久市財務規則」、「佐久市低入札価格調査制度実施要領」及び「佐久市建設工事事務処理規程別記入札心得」を熟読の上、御参加ください。
- ・請負者は下請けを利用する場合、可能な限り市内に本社を有する業者又は市内に支店若しくは営業所を有する業者を下請負人としてください。

## 6 担当部課（問合せ先）

|       |                            |                       |
|-------|----------------------------|-----------------------|
| 公告の内容 | 佐久市企画部契約課（佐久市中込 3056）      | TEL. 0267-62-3084（直通） |
| 工事の内容 | 佐久市建設部都市開発室（佐久市中込 3056 南棟） | TEL. 0267-62-3307（直通） |